

鑑識代行員制度運営要綱（昭和47年佐警本例規（鑑）第13号）新旧対照表

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>○鑑識代行員制度運営要綱</p> <p>昭和47年6月19日<br/>佐警本例規（鑑）第13号</p> <p>改正 平成12年6月佐本鑑第274号、17年4月佐本務発第307号、18年3月第272号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、警察署における効率的な現場鑑識活動を行なうため、鑑識代行員制度の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱で「鑑識代行員」（以下「代行員」という。）とは、鑑識係以外の係員で、鑑識係の行なう業務の不足を補うためにあらかじめ指定された者をいう。</p> <p>（代行員の任務）</p> <p>第3条 代行員は、おおむね次の各号にかかげる場合に現場鑑識等の鑑識活動を行なうものとする。</p> <p>(1) 事件、事故が同時多発し、または現場が複雑で広範囲にわたるとき。</p> <p>(2) 鑑識専務員（以下「専務員」という。）が疾病、出張、休暇その他の理由により現場鑑識活動に支障のあるとき。</p> <p>(3) 取り扱った被疑者の指紋資料等を交番等で採取しようとするとき。</p> <p>(4) その他現場鑑識活動に際して署長が特に必要と認めるとき。</p> <p>（代行員の指定等）</p> <p>第4条 代行員の数は、署長が管轄区域内の犯罪（交通事故を含む。）の発生状況、専務員の実員等を考慮して鑑識代行員指定基準表（別表1）に基づき定めなければならない。</p> <p>2 署長は、鑑識技能検定の資格を取得している巡査部長以下の階級にある警察官のうちから、適格者を代行員として指定する。</p> <p>3 署長は、前項の指定にあたっては、鑑識代行員指定書（別表2）を交付して指定するものとする。</p> | <p>○鑑識代行員制度運営要綱</p> <p>昭和47年6月19日<br/>佐警本例規（鑑）第13号</p> <p>改正 平成12年6月佐本鑑第274号、17年4月佐本務発第307号、18年3月第272号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、警察署における効率的な現場鑑識活動を行なうため、鑑識代行員制度の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱で「鑑識代行員」（以下「代行員」という。）とは、鑑識係以外の係員で、鑑識係の行なう業務の不足を補うためにあらかじめ指定された者をいう。</p> <p>（代行員の任務）</p> <p>第3条 代行員は、おおむね次の各号にかかげる場合に現場鑑識等の鑑識活動を行なうものとする。</p> <p>(1) 事件、事故が同時多発し、または現場が複雑で広範囲にわたるとき。</p> <p>(2) 鑑識専務員（以下「専務員」という。）が疾病、出張、休暇その他の理由により現場鑑識活動に支障のあるとき。</p> <p>(3) 取り扱った被疑者の指紋資料等を交番等で採取しようとするとき。</p> <p>(4) その他現場鑑識活動に際して署長が特に必要と認めるとき。</p> <p>（代行員の指定等）</p> <p>第4条 代行員の数は、署長が管轄区域内の犯罪（交通事故を含む。）の発生状況、専務員の実員等を考慮して鑑識代行員指定基準表（別表1）に基づき定めなければならない。</p> <p>2 署長は、鑑識技能検定の資格を取得している巡査部長以下の階級にある警察官のうちから、適格者を代行員として指定する。</p> <p>3 署長は、前項の指定にあたっては、鑑識代行員指定書（別表2）を交付して指定するものとする。</p> |

(代行員の指定期間)

第5条 代行員の指定期間は、原則として1年とする。ただし、署長は必要に応じてこの期間を更新することができる。

(代行員に対する教養)

第6条 本部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）または署長は、代行員に対して鑑識技能の向上をはかるため、おおむね次の各号にかかげる事項について教養を行わなければならない。

- (1) 現場保存および現場観察要領
- (2) 現場資料の採取、取扱いおよび利用
- (3) 鑑識資器材の取扱いおよび活用
- (4) 写真撮影および処理の技術
- (5) 鑑識基礎資料の作成および活用
- (6) その他必要な事項

(運用上の留意事項)

第7条 署長は、代行員の功勞の度合に応じて、賞揚の措置を講ずるなど、代行員の勤務意欲ならびに士気の高揚につとめるほか、運用上次の各号にかかげる事項について、留意しなければならない。

- (1) 代行員制度の運用は、警察の総合力発揮の観点に立って行なうこと。
- (2) 常に個々の代行員の活動状況をは握し、真に実効の伴う活動を期すること。
- (3) 代行員に対しては、具体的にその任務、活動範囲、方法等を理解させておくこと。
- (4) 要急時の出勤に対処するため、宿日直の指定、連絡の方法、住宅の位置その他について考慮すること。

(個人カードの送付)

第8条 署長は、代行員を指定し、または変更した場合には、そのつど鑑識代行員個人カード（別表3）を2部作成して1部を警察署に保管し、1部は鑑識課長に送付するものとする。

附 則

- 1 本要綱は、昭和47年7月1日から実施する。
- 2 昭和42年2月6日佐警本例規（鑑）第4号「鑑識代行者制度の実施について」は、廃止する。

(代行員の指定期間)

第5条 代行員の指定期間は、原則として1年とする。ただし、署長は必要に応じてこの期間を更新することができる。

(代行員に対する教養)

第6条 本部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）または署長は、代行員に対して鑑識技能の向上をはかるため、おおむね次の各号にかかげる事項について教養を行わなければならない。

- (1) 現場保存および現場観察要領
- (2) 現場資料の採取、取扱いおよび利用
- (3) 鑑識資器材の取扱いおよび活用
- (4) 写真撮影および処理の技術
- (5) 鑑識基礎資料の作成および活用
- (6) その他必要な事項

(運用上の留意事項)

第7条 署長は、代行員の功勞の度合に応じて、賞揚の措置を講ずるなど、代行員の勤務意欲ならびに士気の高揚につとめるほか、運用上次の各号にかかげる事項について、留意しなければならない。

- (1) 代行員制度の運用は、警察の総合力発揮の観点に立って行なうこと。
- (2) 常に個々の代行員の活動状況をは握し、真に実効の伴う活動を期すること。
- (3) 代行員に対しては、具体的にその任務、活動範囲、方法等を理解させておくこと。
- (4) 要急時の出勤に対処するため、宿日直の指定、連絡の方法、住宅の位置その他について考慮すること。

(個人カードの送付)

第8条 署長は、代行員を指定し、または変更した場合には、そのつど鑑識代行員個人カード（別表3）を2部作成して1部を警察署に保管し、1部は鑑識課長に送付するものとする。

附 則

- 1 本要綱は、昭和47年7月1日から実施する。
- 2 昭和42年2月6日佐警本例規（鑑）第4号「鑑識代行者制度の実施について」は、廃止する。

別表 1

| 鑑識代行員指定基準表 |     |     |     |
|------------|-----|-----|-----|
| 署名         | 指定数 | 署名  | 指定数 |
| 佐賀         | 13  | 唐津  | 13  |
| 諸富         | 5   | 伊万里 | 8   |
| 神埼         | 6   | 武雄  | 8   |
| 鳥栖         | 10  | 白石  | 6   |
| 小城         | 8   | 鹿島  | 8   |

別表 2

(略)

別表 3

(略)

(略)

別表 1

| 鑑識代行員指定基準表 |     |     |     |
|------------|-----|-----|-----|
| 署名         | 指定数 | 署名  | 指定数 |
| 佐賀         | 13  | 唐津  | 13  |
| 諸富         | 5   | 伊万里 | 8   |
| 神埼         | 6   | 武雄  | 8   |
| 鳥栖         | 10  | 白石  | 6   |
| 小城         | 8   | 鹿島  | 8   |

別表 2

(略)

別表 3

(略)

(略)